

外国人介護人材の受入れについて

～ 4 つの制度の概要～

令和 2 年 11 月 19 日

公益社団法人国際厚生事業団（JICWELS）

専務理事 角田 隆

外国人介護職員を雇用できる制度

① EPA

二国間の経済連携協定（EPA）に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用

② 在留資格「介護」

介護福祉士である外国人の雇用

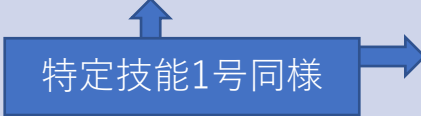
③ 技能実習「介護」

技能実習制度を活用した外国人（技能実習生）の雇用

④ 特定技能1号（介護）

在留資格「特定技能1号」を持つ外国人の雇用

	EPA	技能実習「介護」	在留資格「介護」	特定技能1号（介護）
制度の目的	二国間の経済連携の強化 介護福祉士国家資格の取得	相手国への技術移転	専門的・技術的分野への 外国人労働者の受入れ	人手不足のための一定の 専門性・技能を有する 外国人の受入れ
受入れ人数	5,026名 (2020年3月末時点)	8,652名 (2020年1月末時点)	592名 (2019年12月末時点)	170名 (2020年6月末時点)
送出し国	3か国（インドネシア、フィリピン、ベトナム）	制限なし ※日本と送出し国が技能実習を適切に行うために二国間協力覚書を締結 【締結国】 ベトナム、カンボジア、インド、フィリピン、ラオス、モンゴル、 Bangladesh、スリランカ、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インドネシア	制限なし ※各国で定められている手続きや留意点がある場合があるため、必ず受入れ外国人人材の大使館に問い合わせをしてください。 ※フィリピン人の受入れ時はPOLO・POEAへの手続きが必要。	制限なし 但し、イラン・イスラム共和国（イランの正式名称）は不可 （平成31年4月1日時点） ※悪質な仲介事業者の排除のため、情報共有の枠組み構築を内容とする二国間協力覚書を締結 【締結国】（2020年6月時点） フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、 Bangladesh、ウズベキスタン、パキスタン、タイ



	EPA	技能実習「介護」	在留資格「介護」	特定技能1号 (介護)
在留資格	「特定活動」	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国1年目： 「技能実習1号」 ・ 入国2・3年目： 「技能実習2号」 ・ 入国4・5年目： 「技能実習3号」 	<p>「介護」</p> <p>※令和8年度までの介護福祉士養成校卒業者は卒業後5年間、介護業務に従事するか国家試験に合格すれば介護福祉士の資格を継続可。</p>	「特定技能1号」
在留期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格取得前： 原則4年（一定の条件を満たせば5年） ・ 国家資格取得後： 制限なしで更新可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技能実習1号：最長1年 ・ 技能実習2号 (技能実習 評価試験の合格後1号から移行)：最長2年 ・ 技能実習3号 (技能実習評価試験の合格後2号から移行)：最長2年 <p>合計 最長5年（優良な監理団体及び実習実施者の場合） ※技能実習2号の終了後、技能実習3号を開始するまでの間又は技能実習3号開始後1年以内に、必ず1か月以上の一時帰国が必要。</p>	制限なしで更新可能	最長5年
家族の帯同 (配偶者・子供)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格取得前： 不可 ・ 国家資格取得後： 可能 	不可	可能	不可

	EPA	技能実習「介護」	在留資格「介護」	特定技能1号（介護）
求められる日本語能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア 現地で6か月研修後、日本語能力試験N4程度以上で入国、入国後6か月の研修後、介護事業所で就労 ・ フィリピン 現地で6か月研修後、N5程度以上で入国、入国後6か月の研修後、介護事業所で就労 ・ ベトナム 現地で12か月研修後、N3以上の合格で入国、入国後2.5か月の研修後、介護事業所で就労 <p>※就労時のインドネシア人・フィリピン人候補者の約9割はN3相当に到達</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国時： N3程度が望ましい水準、N4程度が要件 ・ 入国から1年目 (2号移行時)： N3程度が要件 <p>※2号移行時にN3程度に満たない場合は、当面、雇用されている事業所で介護の技能の習熟のために必要な日本語を学ぶことなどを条件に、引き続き3年目まで在留可能。</p> <p>※N3、4と同等以上を認められる試験： <ul style="list-style-type: none"> ・ J.TEST実用日本語検定 ・ 日本語NAT-TEST </p>	<p>なし</p> <p>【養成校入学への主な条件】</p> <p>※日本介護福祉士養成施設協会が定める「外国人留学生受入れに関するガイドライン」での入学者選抜がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ N2以上の合格者 ・ 法務大臣告示の日本語教育機関で6か月以上教育を受け、入学選抜の日本語試験でN2相当以上の者 ・ 日本留学試験の日本語科目で200点以上の取得者 ・ BJTビジネス日本語能力テストで400点以上の取得者 	<ul style="list-style-type: none"> ① ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度。 N4又は日本語基礎テストに合格。 ② 介護の現場で働く上で必要な日本語能力 介護日本語評価試験に合格。

	EPA	技能実習「介護」	在留資格「介護」	特定技能1号（介護）
<p>求められる 介護の知識 経験</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア 「インドネシアの看護学校（3年以上）卒業」又は「高等教育機関（3年以上）卒業＋インドネシア政府による介護士認定」 ・ フィリピン 「フィリピンの看護学校（学士）（4年）卒業」又は「4年制大学卒業＋フィリピン政府による介護士認定」 ・ ベトナム 3年制又は4年制の看護課程修了 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入国前： 同等業務従事経験が必要 ・ 外国にて高齢者・障害者の施設や居宅等で、当該者の日常生活の世話、療養上の世話、機能訓練等の業務に従事した経験者 ・ 外国の看護課程修了者、又は看護師有資格者 ・ 政府による介護士認定者 ・ 教育機関において同種の業務に関連する教育課程を修了している場合（修了見込みの場合も含む。）など。 ・ 入国後 <p>1号修了時（入国1年目） 初級試験：指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル。</p> <p>2号修了時（入国3年目） 専門級試験：自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル。</p> <p>3号修了時（入国5年目） 上級試験：自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル。</p>	<p>介護福祉士国家資格取得</p>	<p>自ら介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル。（技能実習2号修了時と同じレベル）。</p> <p>介護技能評価試験に合格した者。</p>

	EPA	技能実習「介護」	在留資格「介護」	特定技能1号（介護）
介護福祉士 国家試験の 受験義務	必須	任意 ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更可能	介護福祉士国家資格取得が条件 (※1) 令和8年度までの介護福祉士養成校卒業者は卒業後5年間、介護業務に従事するか国家試験に合格すれば介護福祉士の資格を継続可。	任意 ※介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更することが可能。
研修計画	必須 介護研修計画 を作成し、求人登録申請時にJICWELSに提出 ※介護研修計画の主な内容 ・ 国家試験の科目の習得に配慮した研修方法・時間 ・ 日本語の継続的な学習 ・ 職場への適応促進・日本の生活習慣習得の機会提供、等	必須 監理団体の指導に基づき、 技能実習計画 を作成、外国人技能実習機構の認定を受ける ※技能実習計画の主な内容 ・ 介護項目毎の実習時期・時間 ・ 実習生の処遇、等	—	必須 1号特定技能外国人支援計画 を作成、出入国管理庁に届出 ※1号特定技能外国人支援計画の主な内容 ・ 事前ガイダンス ・ 生活オリエンテーション ・ 日本語学習の機会提供 ・ 相談・苦情対応、等

	EPA	技能実習「介護」	在留資格「介護」	特定技能1号（介護）
受入調整機関	<p>あり</p> <p>受入調整機関 (国際厚生事業団)</p> <p>※主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受入れ施設の要件確認 ・ 外国人と受入れ施設とのマッチング ・ 相談・巡回訪問等の支援、等 	<p>あり</p> <p>監理団体（実習生の技能等を修得する活動の監理を行う非営利団体。主務大臣による許可制）</p> <p>※主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人と受入れ施設とのマッチング ・ 入国後の講習の実施 ・ 実習実施者への監査、等 	<p>なし</p> <p>(介護事業所の自主的な採用活動)</p> <p>※フィリピン人の受入れ時や在留資格変更時は、POEA・POLOへの手続きが要する場合がありますため、確認が必要です。</p>	<p>なし</p> <p>※フィリピン人の受入れ時や在留資格変更時は、POEA・POLOへの手続きが要する場合がありますため、確認が必要です。</p>
送出国機関	<p>あり</p> <p>送出国調整機関 (外国政府機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インドネシア：National Board ・ フィリピン：POEA ・ ベトナム：DOLAB <p>※主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 候補者の募集・選考 ・ 受入調整機関への通知等 	<p>あり</p> <p>送出国機関（外国政府の推薦又は認定を受けた機関）</p> <p>※主な役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習生の募集、選考 ・ 事前講習の実施、等 	<p>なし</p> <p>※フィリピン人の受入れ時や在留資格変更時は、送り出し機関との締結が要する場合がありますため、POEA・POLOへの確認が必要です。</p>	<p>なし</p> <p>※フィリピン人の受入れ時や在留資格変更時は、送り出し機関との締結が要する場合がありますため、POEA・POLOへの確認が必要です。</p>

	EPA	技能実習「介護」	在留資格「介護」	特定技能1号（介護）
支援機関	あり（ <u>国際厚生事業団</u> ）	<u>【団体監理型】</u> あり（組合（監理団体）） <u>【企業単独型】</u> なし	なし	<u>あり（登録支援機関）</u> ※個人又は団体が受入れ機関から委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制 【参考】 特定技能協議会 特定技能外国人の受入れ機関は、「介護分野における特定技能協議会」の加入が必要。初めて特定技能外国人を受け入れた日から4か月以内に参加。 【活動内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・特定技能外国人の受入れに係る制度の趣旨等の周知 ・受入れ機関等に対する法令遵守の啓発 ・受入れの適切な実施のために必要なその他の情報・課題等の共有・協議、等

	EPA	技能実習「介護」	在留資格「介護」	特定技能1号（介護）
施設ごとの受け入れ人数枠	受入れ施設の1年間（1回）の受入れ人数は各国2～5名まで。 ※条件付きで1名のみの受入れ希望も可能。	常勤職員の総数などに 応じた人数枠あり ※例：常勤職員50名 ・一般の実習実施者：5名 ・優良な実習実施者：10名	規定なし	常勤日本人職員の総数以下
従事できるサービスの種類	以下、介護保険法に規定されるもののみ掲載 介護保険3施設、 認知症グループホーム、 特定施設、通所介護、 通所リハ、認知症デイ、ショートステイ ※介護福祉士の資格取得後は、 一定条件を満たした事業所の訪問系サービスも可能。	訪問系サービス以外	制限なし	訪問サービス以外 身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助）とし、訪問介護等の訪問サービスにおける業務は対象としない。

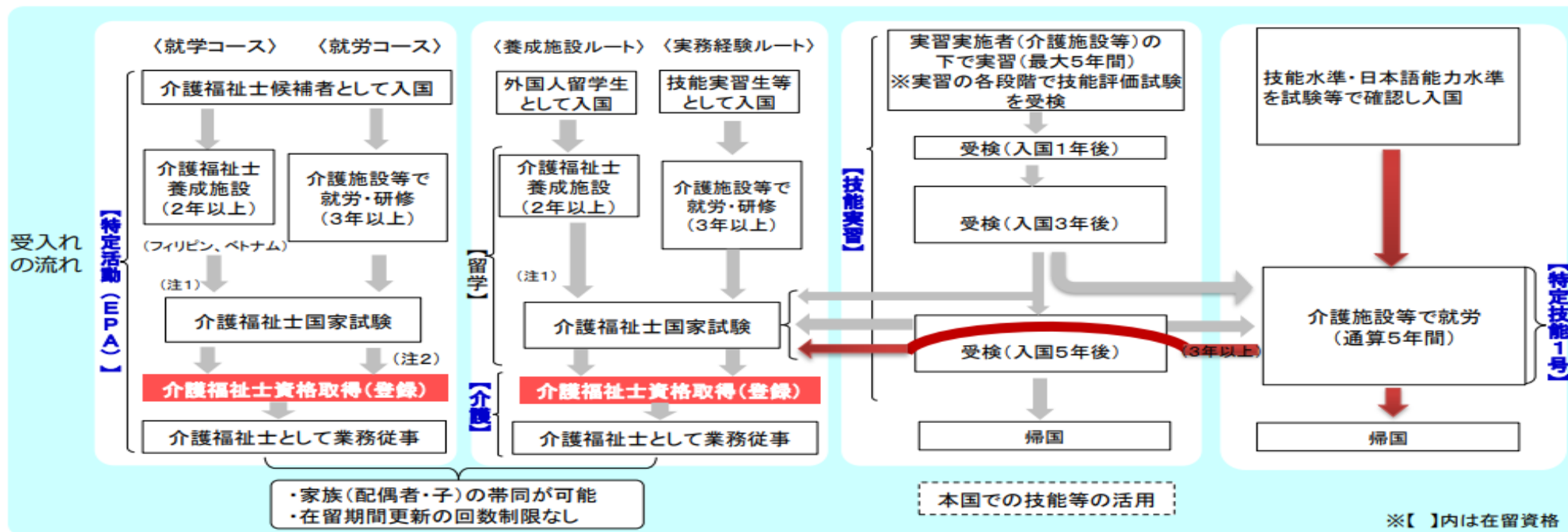
	EPA	技能実習「介護」	在留資格「介護」	特定技能1号（介護）
配置基準に 含まれる までの期間	N2 以上の場合は、雇用して すぐに 配置基準に含まれ る。 その他の場合は、雇用して6 か月たてば含まれる	N2 以上の場合は、雇用して すぐに配置基準に含まれる。 その他の場合は、雇用して6 か月たてば含まれる	雇用してすぐに、配置基準に 含まれる	雇用してすぐに、配置基準に 含まれる ※ただし、6か月間 受入れ 施設におけるケアの安全性を 確保するための体制が必要。
夜勤の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格取得前： 雇用して6か月経過、もし くはN1又はN2合格であれ ば可能 ・ 国家資格取得後： 可能 	<p>条件付きで可能</p> <p>※実習生以外の介護職員を同 時に配置することが求めら れるほか、業界ガイドライ ンで技能実習生以外の介護 職員と実習生の複数名で業 務を行う旨を規定。また、 夜勤業務等を行うのは2年 目以降に限定する等の努力 義務を業界ガイドラインに 規定</p>	可能	<p>可能</p> <p>※ただし、入職後6か月間は 1人での夜勤勤務は不可</p>

	EPA	技能実習「介護」	在留資格「介護」	特定技能1号（介護）
処遇 (報酬等)	日本人と同等額以上	日本人と同等額以上	日本人と同等額以上	日本人と同等額以上
同一法人内の 異動の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格取得前： 原則、不可 ・ 国家資格取得後： 可能 	<p>可能</p> <p>※ただし、技能実習計画上、 技能等を修得するのに、 その異動が必要と認めら れた場合に限る</p>	可能	可能
介護職種での 転職の可否	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国家資格取得前： 原則、不可 ※転職には施設の閉鎖等の 「やむを得ない事情」が 必要 ・ 国家資格取得後： 可能 	不可	可能	可能

外国人介護人材受入れの制度間移動

EPA (経済連携協定) (インドネシア・フィリピン・ベトナム)	在留資格「介護」 (H29. 9 / 1～)	技能実習 (H29. 11 / 1～)	特定技能1号 (H31. 4 / 1～)
--	----------------------------------	-------------------------------	--------------------------------

制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ
-------------	-------------	-------------------	----------	--------------------------------



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。
 (注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

参考情報

外国人介護職員の雇用に関するお問い合わせ先

	問合せ先	電話番号	HP
EPA	公益社団法人 国際厚生事業団 (JICWELS) 受入支援部	03-6206-1138	
技能実習 「介護」	外国人技能実習機構 (OTIT) コールセンター	03-3453-8000	
技能実習 「介護」	公益財団法人 国際人材協力機構 (JITCO)	03-4306-1100 (代表)	
在留資格 「介護」	公益社団法人 日本介護福祉士養成施設協会 介護福祉士を目指す留学生のための相談支援センター	0120-07-8505	
特定技能1号 (介護)	法務省 東京出入国在留管理局 就労審査第三部門	0570-03-4259	
	厚生労働省 社会・援護局 福祉人材確保対策室	03-5253-1111 (内線2125,3146)	
	公益社団法人 国際厚生事業団 (JICWELS) 外国人介護人材支援部	0120-118-370	

介護現場で働く外国人のための相談窓口



公益社団法人 国際厚生事業団
JICWELS

がいこくじん かいご じんざい

外国人介護人材 無料相談サポート

相談無料 秘密厳守 三者通話 (通訳サポート)

生活サポート・VISAに関するサポート
日本語学習サポート・労務管理サポート

日本語が難しい! 雇用契約書の内容がわからない!
介護分野でよく使う日本語テキストはありますか?
家族を呼び寄せたいですが、今のVISAで認められますか?
専門家和バイリンガルスタッフが対応します!
ひとりではやまないうで、相談してくださいね!

0120-118-370

対応日時 月・火・木 (平日のみ) 9:30~18:00

対応言語 日本語 英語 中国語 インドネシア語
ベトナム語 タガログ語 タイ語
ネパール語 ミャンマー語
クメール語 モンゴル語

WEB相談 LINE Facebook

JICWELS

ホームページ <https://jicwels.or.jp/fcw/soudan>

<p>FREE CONSULTATION SERVICES FOR FOREIGN CARE WORKERS</p> <ul style="list-style-type: none"> Free consultation Confidentiality Three-way call (Interpretation Service) <p>Daily life • VISA Learning Japanese • Labor</p> <p>Please feel free to ask our specialists and bilingual staff!</p> <p>0120-118-370 Monday • Tuesday • Thursday (Weekdays only) 9:30 ~ 18:00</p> <p>JICWELS</p>	<p>SUPORTA NG KONSULTASYON PARA SA MGA FOREIGN CARE WORKERS (WALANG BAYAD)</p> <ul style="list-style-type: none"> Walang bayad para sa konsultasyon Lightas na privacy Tawag thru binabayan, counselor at interpreter (Interpretation service) <p>Kabuhayan • VISA Tulong sa pag-aaral ng Japanese Personnel/Labour management</p> <p>Pakitnong na lang po sa aming specialists at bilingual staffs!</p> <p>0120-118-370 Lunes • Martes • Huzwbes (Weekdays only) 9:30 ~ 18:00</p> <p>JICWELS</p>	<p>ပတ်သက်သည့်ကုန်ကျစရိတ်မရှိဘဲပညာရေးအထိမ်းအမှတ်ပေးရမည်</p> <ul style="list-style-type: none"> ပတ်သက်သည့်ကုန်ကျစရိတ်မရှိဘဲ ပတ်သက်သည့်ကုန်ကျစရိတ်မရှိဘဲ <p>0120-118-370 ဗုဒ္ဓဟူး - ဗုဒ္ဓဟူး (ပတ်သက်သည့်နေ့များ) 9:30 ~ 18:00</p> <p>JICWELS</p>
<p>विदेशी केयर गिभर कामदारहरूको लागि नि:शुल्क परामर्श सपोर्ट</p> <ul style="list-style-type: none"> नि:शुल्क परामर्श गोपनीयता श्री-दे कल (ट्रांसलेसन सपोर्ट) <p>जीवनवापन सपोर्ट • भ्रमिा सपोर्ट साथी भाग विचारेको सगि सपोर्ट मम व्यवस्थापन सपोर्ट</p> <p>विजय र मन्दिम दवार सपोर्ट गरिने कुराया हामीलाई सम्पर्क गर्न नहिपरिचाउनुहोस</p> <p>0120-118-370 सोमवार - मंगलबार - बिहिबार (हप्ताको दिन मात्र) 9:30 ~ 18:00</p> <p>JICWELS</p>	<p>သင်တန်းပညာရေးအထိမ်းအမှတ်ပေးရမည်</p> <ul style="list-style-type: none"> ပတ်သက်သည့်ကုန်ကျစရိတ်မရှိဘဲ ပတ်သက်သည့်ကုန်ကျစရိတ်မရှိဘဲ <p>0120-118-370 တနင်္ဂနွေ - အင်္ဂါ (ပတ်သက်သည့်နေ့များ) 9:30 ~ 18:00</p> <p>JICWELS</p>	<p>Гадаадын асрамжийн ажилчдад үнэ төлбөргүй зөвлөгөө өгөх дэмжлэг</p> <ul style="list-style-type: none"> Үнэ төлбөргүй зөвлөгөө өгөх Нүүцэг чандлан хадгалгах Гурван талаас хойбогдох зориулалт (Орчуулагчийн дэмжлэг) <p>Амьдралын дэмжлэг • Бизнесийн тухай дэмжлэг Хүний хэл сурах тухай дэмжлэг Хөдөлмөрийн менежментийн дэмжлэг</p> <p>Мэргэжилтэн бэлэн байх ажиллагааг зөвхөн үнэмлэж Гадаадад зөвхөн харгалз, бусадтай холбоогдохгүй</p> <p>0120-118-370 Давса - Мөнхгар - Пүрэв (зөвхөн ажилны өдөр) 9:30 ~ 18:00</p> <p>JICWELS</p>
<p>KONSULTASI GRATIS UNTUK PERAWAT ASING</p> <ul style="list-style-type: none"> Tidak dipungut biaya Rahasia terjamin Panggilan telepon 3 arah (Tersedia penerjemah) <p>Kehidupan sehari-hari • VISA Pembelajaran bahasa Jepang Ketenagakerjaan</p> <p>Para ahli dan staf bilingual siap membantu anda! Jangan ragu untuk menghubungi kami!</p> <p>0120-118-370 Senin • Selasa • Kamis (Hanya di hari kerja) 9:30 ~ 18:00</p> <p>JICWELS</p>	<p>HỖ TRỢ TƯ VẤN MIỄN PHÍ CHO NHÂN VIÊN CHĂM SÓC NGƯỜI NƯỚC NGOÀI</p> <ul style="list-style-type: none"> Tư vấn miễn phí Bảo mật thông tin Cuộc gọi ba người (Hỗ trợ thông dịch) <p>Hỗ trợ cuộc sống • Hỗ trợ liên quan về VISA Hỗ trợ học tập tiếng Nhật Hỗ trợ quản lý lao động</p> <p>Chuyên gia và nhân viên song ngữ sẵn sàng hỗ trợ! Đừng ngần ngại liên hệ, hãy liên lạc để được tư vấn!</p> <p>0120-118-370 Thứ hai • Thứ ba • Thứ năm (Chỉ ngày thường) 9:30 ~ 18:00</p> <p>JICWELS</p>	<p>ပတ်သက်သည့်ကုန်ကျစရိတ်မရှိဘဲပညာရေးအထိမ်းအမှတ်ပေးရမည်</p> <p>0120-118-370 ဗုဒ္ဓဟူး - ဗုဒ္ဓဟူး (ပတ်သက်သည့်နေ့များ) 9:30 ~ 18:00</p> <p>JICWELS</p>
<p>英語 タガログ語 クメール語</p> <p>ネパール語 ミャンマー語 モンゴル語</p> <p>インドネシア語 ベトナム語 タイ語</p> <p>JICWELS 日本語 中国語</p>	<p>外国人介護人材無料相談サポート</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談無料 秘密厳守 三者通話 (通訳サポート) <p>生活サポート・VISAに関するサポート 日本語学習サポート・労務管理サポート</p> <p>専門家和バイリンガルスタッフが対応します! ひとりではやまないうで、相談してくださいね!</p> <p>0120-118-370 月・火・木 (平日のみ) 9:30 ~ 18:00</p> <p>JICWELS</p>	<p>外国人护理人才免费咨询支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 免费咨询 严守秘密 三者通話 (翻译支援) <p>生活支援 • 关于签证支援 日语学习支援 劳务管理支援</p> <p>专家和双语人员携手合作! 一个人不能做, 请随时联系我们!</p> <p>0120-118-370 星期一 - 星期三 (只有工作日) 9:30 ~ 18:00</p> <p>JICWELS</p>

特定技能制度説明会と交流会の開催（2020年度）

介護分野における特定技能制度説明動画 Webサイト公開

「介護分野における特定技能制度説明会」は、当事業団webサイトに動画を公開いたします。

予定しておりました当説明会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、会場にて開催することを中止することとなりましたので、10月中旬より、順次動画を公開する予定です。

右記のQRコードから「介護分野における特定技能制度説明」動画をご覧ください。
<https://jicwels.or.jp/fcw/2020tokuteiginou>

【動画公開時期】
 現在、2020年10月中旬から順次動画を公開する予定でございます。

対象者 特定技能制度にて介護人材の受け入れを検討している介護施設・事業所関係者

【注】
 本説明会は、特定技能制度および申請手続き等の説明会であり、外国人介護人材のあつせんのための説明会ではありません。本動画を録画・録音、他の配信ツール等での別途配信をすることはご遠慮ください。本サイトのみでの視聴をお願い申し上げます。

公益 国際厚生事業団 JICWELS
<https://jicwels.or.jp/fcw>

介護現場で働く外国人のための **交流会 2020** 参加費無料

オンライン 参加対象者 今年はZOOMを使います!

介護現場で働く外国人
 養成施設などで介護の勉強をしている外国人
 介護の仕事に興味がある外国人
 ※福祉系の日本人学生も参加できます

9回実施 各回先着70名

開催日		
2020年		
9月 11日(金)	10月 1日(木)	10月 16日(金)
10月 28日(水)	11月 19日(木)	12月 2日(水)
2021年		
2月 4日(木)	2月 16日(火)	2月 25日(木)

開催時間
 18:30~20:00(各回共通)

参加をご希望の方は、**ホームページから申し込んでください**

※本交流会に参加すると「facebookライブ交流会」に参加できます。
 「facebookライブ交流会」では、介護の仕事や勉強の役に立つ情報をもらえます。ホームページはこちら

主催：公益 国際厚生事業団 JICWELS
 Tel:03-6206-1262 <https://jicwels.or.jp/fcw/2020kouryukai> 国際厚生事業団



外国人介護人材相談サポート
Free consultation services for
foreign care workers

@jicwels.or.jp · 介護業者

今すぐ電話

ホーム サービス 写真 その他

「いいね！」済み

メッセージ

検索

メニュー

情報

すべて見る



にほんこくないで かいごの しごとをする がいこくじんに やくだつ ニュースを はいしんします。■そうだんはこちら https://jicwels.or.jp/?page_id=9342

1,023人が「いいね！」しました

1,103人がフォロー中です

<https://jicwels.or.jp/fcw/>

0120-118-370

メッセージを送信

現在営業中

9:30~17:30

介護業者 · 健康 · ウェルネスサイト · 人材雇用

固定された投稿



外国人介護人材相談サポート Free consultation services for foreign care workers

8月18日 20:07

＼ころうけうかいを オンラインで します！(もうしこみ できます) /

COVID-19のため、 ことしは、ころうけうかいを オンラインで することに なりました！
みんなで たのしい コミュニケーションを します。
パソコンや スマートフォンで さんか できます。... もっと見る



いいね!

コメント

いいね!

コメント

コメント1件 シェア4件

シェア

【外国人介護人材相談サポートfacebookページ】



【外国人介護人材相談サポートLINE公式アカウント】

